

2019年6月19日の「動物の愛護及び管理に関する法律」改正による  
母猫の交配年齢に関する規制と犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着の義務化の案件が  
2022年6月1日より施行となります。

以下は東京都動物愛護相談センターより転記しております。

●個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付ける基準とする

猫:メスの交配は6歳まで(満7歳未満)

ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満であることが証明できる場合は、  
交配時の年齢は7歳以下とする。

血統書作成時など、このことには十分ご注意ください。

飼養管理基準

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/tekisei/result\\_2.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/tekisei/result_2.pdf)

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/kaisei/shiyou\\_kanri\\_kijun.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/kaisei/shiyou_kanri_kijun.html)

マイクロチップ義務化

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/kaisei/microchip.html>

環境省 HP

<https://www.env.go.jp/press/109435.html>